

工事における現場環境改善費の積算要領

1 趣旨

この要領は、鹿児島県農政部が所管する農業農村整備事業において、工事を実施するに当たり、関係農家との調整、周辺住民の生活環境への配慮及び現場労働者の作業環境の改善を図るため、工事における現場環境改善費の積算要領について、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本要領は、公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について、必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

3 対象となる現場環境改善費

別表のとおり。

4 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）は対象外とする。また、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とすることができる。

5 積算方法

(1) 基本的な考え方

ア 現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。
また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。

イ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率で計上される額の50%を上限とする。

ウ 費用が巨額となるため現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」、見積り等を参考に適切に計上するものとする。

(2) 積算方法

ア 算出方法は以下のとおりとする。

算出式

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円，1,000 円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：%，小数第3位四捨五入2位止め）

P_i ：対象額（直接工事費「処分費を除く」＋支給品費＋官貸額）

α ：積上げ計上分（単位：円，1,000 円未満切り捨て）

対象額： P_i		現場環境改善費率： i (%)
直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5 億円以下の場合	$i = 504.2 \cdot P_i^{-0.3533}$
	5 億円を超える場合	0.43

イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善費のうち仮設備関係，営繕関係，安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし，いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。また，選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ，実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ 積上げ計上分（ α ）に計上されるものは，5（1）イの「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び5（1）ウの「現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用」である。

エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

6 設計変更について

条件明示（積上げ計上分）がなされているもので，内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について，リース品の場合は，当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し，購入品の場合は，当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については，国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし，設備の種類及び規模並びに設置期間については，受発注者協議の上，決定するものとする。

【別表】

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舍の快適化 現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） 完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 社会貢献

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

この要領は、令和7年10月1日から施行する。